



放送受信料の免除についてのお知らせ

このたび、「平成28年熊本地震」により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

「平成28年熊本地震」における、**放送受信料の免除について、次のとおり実施いたします。**

	免除の範囲	免除の期間
(1)	災害救助法が適用された区域内（※）において、 <u>半壊、半焼又は床上浸水以上</u> の程度の被害を受けた建物の放送受信契約	平成28年4月から平成28年9月まで 〔6か月間〕
(2)	災害救助法が適用された区域内（※）において、災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている方の放送受信契約	平成28年4月から平成28年9月まで 〔6か月間〕 ただし、平成28年10月1日時点において、引き続き災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を受けている場合は、その解除された日の属する月の翌月まで

(1)、(2)ともに該当する場合は、(2)となります。

(※) 災害救助法が適用された区域内(熊本県全市町村)にて適用

免除の手続きについて

- 放送受信契約をいただいているみなさまからのお届け、またはNHKによる調査により、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

放送受信料の免除に関するお問い合わせ先

NHKふれあいセンター

(0570)077-077 (午前9時～午後8時) (土・日・祝日も受付)